

彼氏からのDV

■キーワード：DV

■相談者：女性（50歳代、パートタイム勤務）

■家族状況

夫（50歳代後半、別居、僅かに生活費を入れている）

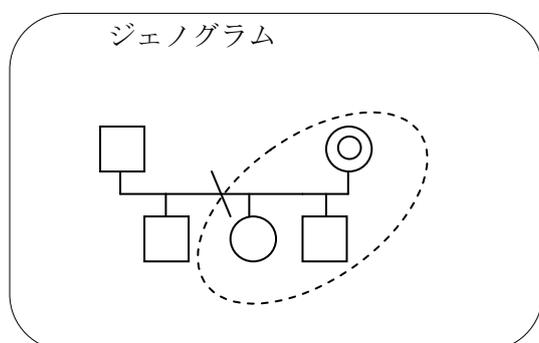
長男（20歳代後半、ひとり暮らし）

長女（20歳代前半、行方不明、彼氏からのDVの疑い）

二男（10歳代後半、同居）

■相談の主訴

彼氏からDVを受けていると思われる長女が行方不明となっている。長女を探して、安全を確保したい。



■相談の経路

市役所の人権相談のチラシを見て、相談窓口をたずねてきた。

■相談内容等

「長女が、付き合っている彼氏のところへ行き戻ってこない」という相談がある。以前であれば、長女は、外泊をしても次の日には帰ってきていたが、今回は一ヶ月も帰宅していないとのこと。相談者は、これまでも、長女の身体に暴力を受けたであろうアザができていたのを何度も見ており、とても心配している。

行方不明となる前日、長女は、彼氏から携帯電話や自宅の鍵を取り上げられ、暴力を振るわれたことから、自転車を置いたまま逃げて帰ってきている。帰ってきてすぐ、自宅の固定電話に無言電話が何十回とあり、とても脅えている様子であった。

次の日の夜、相談者が仕事から帰宅すると、長女がいなくなっており、テーブルの上には、「きちんと別れてくる」と書置きだけが残されていた。すぐに探しに出かけたが見つからなかった。

翌日から、相談者と長男、二男の3人で、長女のバイト先や友達に連絡を取ってみたが、行方がわからなかったため、交番に行き相談をしたが、「これだけの内容では何も出来ない。探偵を頼んだ方がいい」と言われ、相談記録のみで処理された。警察は、以前にも数回、長女と話をしており、その際、「別れる」と言っていたのに再び寄りかかっていることから、きちんと対処してくれなかったのだと感じている。

その後、長女の部屋から日記を発見し、その内容から、彼氏の名前や、長女が妊娠をしていることがわかった。

なお、夫は、この事件が起こるまでは同居していたが、長女の行方探しに関して非協力的であったことから喧嘩となり、現在は別居している。

■対応

相談者の話や、長女の日記の内容から、彼氏からの束縛が強く、何度も暴力・暴言を繰り返されていることがわかったため、長女の身の安全を確認する必要あると考え、再度警察へ相談するよう勧めた。

相談者が納得したため、交番ではなく警察署へ同行し、家出捜索願を提出した。その際、日記に書かれていた彼氏の名前を警察に伝えた。すぐに彼氏の住所が判明し、警察が、彼氏の家へ行き、その日の夜に二人を見つけた。警察署内で話を聞いたところ、長女は、彼氏の両親も住んでいる自宅におり、健康上は大きな問題はないとのことであったため、相談者は、翌日に家出捜索願を取り下げた。警察からは、彼氏に対し、長女が妊娠中であるため病院に通うようにすること、長女が家族と連絡できるようにすること、長女の行動制限をしないこと、が伝えられた。

その後も、長女は実家に戻って来ていない。メールはたまに返ってくるものの、その内容は、「実家に戻らず彼氏の家になりたい」というものである。相談者は、彼氏からそのような内容を書かされているのではないかと考え、長女を問い詰めるようなメールを何度か送ったが、長女からは返答が無かったり、または相談者を非難するようなメールが返ってくるばかりである。なお、メールの内容からは、付き合う以前から彼氏が精神科に通院していること、長女は彼氏の病気を治してあげないといけないと思いつていること、彼氏の就職が最近決まったこと、などが読み取れる。

相談員からは、これからの長女への対応について、「いつでも帰ってきていいよ」「連絡まっているよ」と、長女を受けとめる内容のメールを送るようにすること、連絡が途絶えないように数日おきには連絡すること、問い詰めないようにすること、などを助言する。また、長女が妊娠していることも踏まえ、若い二人への対応をどうしていくのか、彼氏の親ともじっくり話し合う必要があるのではないかと助言した。

その後、相談者は、彼氏の両親と話し合いを持つことが出来たが、お互いが感情的になり、問題の解決には至らなかった。

相談員と保健センターは連携して、長女を児童福祉法上の特定妊婦に指定した。これにより、保健センター職員による毎週 1 回の訪問が開始された。また、彼氏の精神状態や家庭環境が不安定であることから、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とも連携し、情報把握や見守りの活動を行うようにした。

その後、保健センターから、母子は安定していることの報告を受けている。何かあれば、すぐに警察が動き、保護できる体制づくりを行うとともに、長女に対しては、少しでも暴力が振るわれた際には保護を願い出ることが出来ること伝え、訪問を継続している。

■評価および今後の課題

DV被害の中、長女が行方不明となっており、即座に対応が必要となってくる相談事例で

ある。実際に相談時すぐに警察署に相談者と同行し、家出捜索願が出されている。幸いにも、長女の安否がすぐに確認されているが、DV被害を受けている本人から保護の希望が無い場合は動くことは基本的に難しい。そのため、長女との継続的な関わりを相談者への支援の中で、構築していくことが求められる。特定妊婦は、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への訪問指導であり、このような妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦を対象としている。また、出産後も養育支援訪問事業に繋ぐことも出来るため、継続した訪問見守りを行うことができる。

相談員の関わりとして、相談者の不安への対応とともに彼氏を刺激しない、また長女を常に受容する連絡対応を促している。DV状況にある環境において、外的な刺激がDVを助長したり、場合によっては家族にも暴力が行くこともあるため、丁寧な対応が重要となる。本事例のDV加害者は、精神的な病も抱えているため、医療機関との連携やCSWをはじめとした地域での見守りも重要である。

■連携が想定される資源

保健センター
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
医療機関（精神科、産婦人科）
警察
女性相談センター
児童相談所

■利用が想定されるサービス

特定妊婦（児童福祉法）
養育支援訪問事業（児童福祉法）
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の見守り
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）
DVシェルター